

# 国民健康保険の限度額認定証の 手続きが、スマホ等でできます！



マイナンバーカードがあれば、市役所に来ることなく、スマホ等で手続きができます。  
平日休めないけれど、市役所に手続きに行かないと！が  
いつでも、どこでも、に変わります！



入院のときに使う、限度額認定証は、2ステップでできます

ステップ1

尾道市電子申請システムに登録  
※すでに登録している人は、ステップ2～



ステップ2

尾道市のホームページから電子申請  
添付書類は、カメラで写して、アップロードするだけ  
QRコードから、簡単申し込み



尾道市保険年金課から手続き完了のメールが届きます。  
届いたら、自宅(入院中の病院可)に限度額認定証が郵送  
されます。

70歳以上用



70歳未満用



申請できるもの・できる人：

種類	申請者（マイナンバーカード）			
	世帯主	本人	世帯員	友だちなど
保険証再交付	○	○	○	×
限度額認定証	○	○	○	○
高額療養費支給	○	×	×	×
国保脱退手続	○	○	○	×

必要なもの：

- ① 申請者のマイナンバーカード
- ② 申請者のメールアドレス（連絡がつく方のアドレスでも可）
- ③ スマホもしくは、パソコンとカードリーダーとカメラ
- ④ 必要な人の被保険者証
- ⑤ 91日以上入院されている場合の限度額適用申請時には、入院証明書や領収書等

